国富町競争入札参加資格申請受付システム導入業務及び国富町契約管理

システム導入業務に係る業者選定委員会設置要綱

令和７年７月２２日

財政課

　（設置）

第１条　国富町競争入札参加資格申請受付システム導入業務及び国富町契約管理システム導入業務（以下「導入業務」という。）に係る契約候補者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きを厳正かつ公正に行うため、導入業務に係る業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　選定委員会は、導入業務のプロポーザルに関し、次の事項を審議し、経過及び審査結果を町長に報告する。

　⑴　提出された書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査

　⑵　契約候補者の選定

　⑶　その他契約候補者の選定に関し必要な事項

　（組織）

第３条　選定委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

　⑴　委員長は副町長をもって、副委員長は財政課長をもって充てる。

　⑵　委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

　⑶　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

　（会議）

第４条　選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに招集し、議長は委員長とする。

２　会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

　（審査結果の公表）

第５条　選定委員会は、非公開を原則とする。

　（事務局）

第６条　委員会の事務及び庶務は、財政課において処理をする。

　（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年７月２２日から施行する。

別表

選定委員会委員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　　　職 | 氏　　　名 | 備　　　考 |
| 副町長 | 横　山　秀　樹 | 委員長 |
| 財政課長 | 境　田　伸　一 | 副委員長 |
| 総務課長 | 坂　本　　　透 |  |
| 総合戦略課長 | 山　下　　　玲 |  |
| 農地整備課長 | 長　友　寿　隆 |  |
| 都市建設課長 | 木　下　輝　彦 |  |
| 上下水道課長 | 佐　藤　利　明 |  |